

団体特別試験 実施規程

一般社団法人ホスピタリティ機構

1. 総則

ホスピタリティ3級・2級団体特別試験において、試験申込団体が指定する会場で実施する場合は、本規程の定めるところに従うものとします。

2. 「団体特別試験」の定義

団体特別試験とは受験希望団体からの申込をもとに、試験会場の手配・準備、試験資材の保管・管理、当日の試験実施・運営、試験実施後の答案等試験資材の返送等、一連の試験業務を、申込団体が実施する方式をいいます。

3. 「団体特別試験」実施の条件

- (1) 届け出た試験実施日時を厳正に遵守すること。
- (2) 会場責任者として試験申込責任者もしくはそれに準ずるものを選任し、厳正に試験実施の指揮・監督にあたること。
- (3) 原則、同一日、同一会場の試験申込者が20名以上であること。
- (4) その他、事務局が定める規程等を厳正に遵守すること。

* 万が一、試験実施において上記条件が満たされない場合やその運営に疑義が生じたような場合には、事務局の判断により、採点を行わない、以降の委託会場設置に応じないことがあります。

4. 「団体特別試験」実施の申込手続

- (1) 所定の「団体特別試験 ホスピタリティ3級・2級 受験申込書」に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。
- (2) 事務局から内容確認と受験料の払込先を記載したメールをお送りします。
- (3) 受験料の振込確認をもって申込手続完了とします。

5. 試験実施の概要

- (1) 試験実施の約1週間前に、試験申込責任者宛、試験問題・解答用紙等の試験資材一式の他、事前準備や当日の実施手順を記した「検定試験実施の手引き」をご送付します。
- (2) 届いた試験資材は直ちに開梱・内容確認をしてください。
- (3) 試験問題・解答用紙は、漏洩することのないよう厳重に保管・管理してください。
- (4) 当日は、「検定試験実施の手引き」に従い公正・公平に試験を実施してください。
- (5) 試験実施後は、遅滞のないよう答案等試験資材を直ちに返送してください。

*** 試験問題・解答用紙のいずれも全件回収してください。**

- (6) 実施状況視察のため、当日、弊社より立会人を派遣することがあります。

6. その他

- (1) 「団体特別試験」は、全国いずれの地区・地域においても実施できます。
- (2) 一申込団体が複数の会場(教室)を設置することも可能です。ただし、試験資材の発送は試験申込責任者宛に一括送付します。厳正な試験の運営上、会場ごとの発送はおこないません。

以上